

# 豊橋創造大学理学療法研究会会則

平成 22 年 3 月 19 日設立

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は豊橋創造大学理学療法研究会と称する

(所在地)

第2条 本会は事務局を豊橋創造大学理学療法学科内に置く

(目的)

第3条 本会は学術向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために下記の諸事業を行う

1. 学術研究会の開催
2. 会員相互の情報交換
3. その他本会の目的達成のための諸事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする

1. 正会員：豊橋創造大学理学療法学科の卒業生
2. 教員会員：豊橋創造大学に在職する教職員は特別会員となることができる。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 学年幹事 各期 2～4名
4. 会計 2名
5. 書記 2名
6. 会計監査 1名

(役員を選出)

第7条 本会役員を選出は会の方法による

1. 会長・副会長は会員の中から選出する
2. 幹事は総会に於いて卒業年度各期生より 2～4名選出する
3. 書記・会計は総会に於いて幹事の中より 2名選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。

1. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員改選)

第9条 役員改選は偶数年次(西暦)で行う。

(役員任務)

第10条 本会役員任務は下記のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が自己ある時は副会長がその職務を代行する。
3. 書記は本会の庶務を掌る。
4. 会計は本会の会計を掌る。
5. 会計監査は財産の状況及び収支の状況を監査する。
6. 役員は役員会を組織し、会務の執行を掌る。

#### 第4章 組織 その他

(会計年度)

第11条 会計年度は4月1日に始まり、3月31日までとする。

(総会)

第12条 本会の議決機関を総会とする。総会は年に1回開催する。

(終身会費)

第13条 終身会費を5000円とする。

附則 本会則は2010年3月19日より施行

2014年3月1日 改訂